別記様式第２８号（法第２０条第３項、法第２２条第３項、要領第７第１項関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

農林事務所長

（農林水産部長）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定取消通知書

　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第〇条第〇項の規定に基づき、　年　月　日付け第　号により認定した（特定）環境負荷低減事業活動実施計画については、下記の理由によりその認定を取り消します。

　ついては、福島県環境負荷低減事業活動実施計画等認定要領第７第１項に基づき、（特定）環境負荷低減事業活動実施計画認定証を返還してください。

記

認定を取り消す理由

(注)

　１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、都道府県知事に対して審査請求書（同法第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、都道府県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　　　なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（備考）

　通知文の下線部分は、特定負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第20条第３項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第22条第３項」と記載するものとする。